

# 循環器病対策に係る協議会の 構成の見直しについて

### 大分県循環器病対策推進協議会

大分県の循環器病対策の推進に関する計画「大分県循環器病対策推進計画」の推進等に当たり、必要な事項を検討する。

#### 大分県循環器病対策推進計画の概要

がんに次ぐ死亡原因となっている循環器病の対策を総合的かつ計画的に推進するために策定。  
3年以上の健康寿命の延伸と循環器病年齢調整死亡率の減少を全体目標として掲げ、「循環器病予防・正しい知識の普及啓発」「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」の2つの柱とした対策を推進する。

### 大分県脳卒中医療連携協議会

### 大分県心血管疾患医療連携協議会

大分県医療審議会と連携し、大分県医療計画のうちそれぞれ脳卒中心分野・心血管疾患分野の策定、推進及び推行管理などを行う。

#### 「大分県医療計画（第8次）」の概要

大分県の実情に即した、質の高い、かつ、効率的な医療提供体制を整備するために策定。  
主要事業である5疾病（がん医療、脳卒中医療、心筋梗塞等の心血管疾患医療、糖尿病医療、精神疾患医療）、6事業（小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、新興感染症医療、へき地医療）及び在宅医療の提供体制の構築や達成すべき数値目標などを示している。

## 第2期循環器病対策推進計画と8次医療計画（脳卒中・心血管疾患）を一体的に策定

### 令和7年度以降（次期委員改選時※）の構成

※循環器病対策推進協議会任期：令和5年8月1日～令和7年7月31日

循環器病対策に係る県計画（大分県循環器病対策推進計画、大分県医療計画（脳卒中、心血管疾患））の策定及び進捗管理等を循環器病対策推進協議会で一体的に行う。

大分県循環器病対策推進協議会

大分県脳卒中医療連携協議会

大分県心血管疾患医療連携協議会



## 大分県循環器病対策推進協議会設置要綱(案)

## (目的及び設置)

第1条 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日法律第105号)第11条に規定する大分県の循環器病対策の推進に関する計画「大分県循環器対策推進計画」及び医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に基づく「大分県医療計画」の脳卒中及び心血管疾患に関すること(以下、計画という。)について、一体的な計画策定、推進等にあたり、必要な事項を検討するため、大分県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗に関する事項
- (3) 計画の進捗、評価に関する事項
- (4) その他循環器病対策推進に関し必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する。

- (1) 循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの家族または遺族を代表する者
- (2) 救急業務に従事する者
- (3) 循環器病に係る保健、医療または福祉の業務に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他循環器病対策推進に関し、県が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

## (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進室において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。